

運 営 規 程

(指定居宅介護支援事業)

社会福祉法人めぐみ会

指定居宅介護支援事業所 在宅介護支援センターきさらぎ

指定居宅介護支援事業所 在宅介護支援センターきさらぎ
(指定居宅介護支援)
運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人めぐみ会が運営する在宅介護支援センターきさらぎ（以下、「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立ち援助を行う。

2 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。

3 指定居宅介護支援事業者（以下、「事業者」という。）は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業を行う者もしくは地域密着型サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 事業者は、事業の運営にあたっては、市、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 在宅介護支援センターきさらぎ
- (2) 所在地 青森市大字安田字稲森177番地7

(従業者の職種、員数および職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数および職務の内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 介護支援専門員 1名
管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行う。
また、指定居宅介護支援の提供にあたる。
- 二 介護支援専門員 4名以上（内1名は管理者との兼務）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法および内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所

事業所の相談室および利用者の居宅等

(2) 内容および手続の説明および同意

ア 指定居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定居宅介護支援の提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

イ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、居宅サービス計画（以下、「計画」という。）が介護保険法に規定する基本方針および利用申込者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得るものとする。

ウ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、利用者について、病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名および連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう求めるものとする。

(3) 計画の作成

ア 利用者宅を訪問し、利用者や家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握する。（アセスメントの実施：使用する課題分析方式は居宅サービス計画ガイドライン（全社協方式）を採用する。）

イ 提供するサービスにより達成すべき目標と達成時期、サービス等を提供する上での留意点等を盛り込んだ計画の原案を作成する。

ウ 居宅サービス計画の原案は、利用者家族、居宅サービス事業者等の参加により、サービス担当者会議を開催して担当者から専門的見地からの意見を求めることとし、開催場所は原則として事業所の会議室等で行う。ただし、必要に応じて居宅サービス事業所の事務室等を用いる。

エ 計画の原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等について、それぞれの種類、内容、利用料（自己負担）の説明をする他、選定理由についても説明を

求めることが出来ることを説明する。

オ 指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師もしくは歯科医師または薬剤師に提供する。

カ 担当職員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、当該利用者の同意を得て主治の医師または歯科医師の意見を求める。

キ 前号の場合において、担当職員は、計画を作成した際には、当該計画を主治の医師等に交付する。

ク 計画の原案は利用者、家族と協議をしたうえで、必要があれば変更を行い、利用者から文書で同意を得たうえで決定する。

- (4) 前号により作成された居宅サービス計画について、利用者および家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。また、作成した居宅サービス計画は利用者および担当者に交付する。
- (5) モニタリングにあたっては、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を行い、その結果を記録する。
- (6) 居宅サービス計画を変更した場合、利用者が要介護更新認定または要介護状態の変更の認定を受けた場合は、サービス担当者会議を開催する。

(利用料等)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚告第20号）」に定める額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、青森市内とする。ただし、浪岡地区を除く。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、指定居宅介護支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、医師（管理者）に報告する。

また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市、保険者市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第10条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を利用者またはその家族に対して周知するものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、および市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者またはその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止および権利擁護に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

3 事業所は、第1項(3)により、虐待および権利擁護に係る規程（指針またはそれに準ずるもの）を定める。また、研修等を定期的に行い、その内容について従業者間で共有し、理解促進に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する諸記録を整備し、利用者との契約終了日の日から2年間保存する。また、事業者は、請求および受領に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人めぐみ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

- 一、この規程は、平成11年11月1日から施行する。
- 一、平成24年 4月1日 一部改正（文言の訂正）
- 一、平成26年 4月1日 一部改正（第4条 従業者の職務、員数および職務の内容）
- 一、平成30年12月1日一部改正（第1条 事業の目的、第2条 運営方針、第6条 指定居宅介護支援の提供方法および内容、第7条 利用料等、第8条 通常の事業の実施地域、第9条 緊急時等における対応方法、第10条 苦情処理、第11条 個人情報の保護、第12条 虐待防止に関する事項、第13条 その他運営に関する重要事項）
- 一、平成31年4月1日 一部改正（第4条 従業者の職種、員数および職務の内容）
- 一、令和6年6月1日 一部改正（第4条 従業者の職種、員数および職務の内容）
- 一、令和7年2月1日 一部改正（第2条 運営の方針 第4条 従業者の職種、員数および職務の内容 第12条 虐待防止および権利擁護に関する事項）